

次世代エネルギー・モビリティ創造特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3 + 3.6) / 2 = 4.0$

B

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:スマートハウスの導入数	A
B(4点)	1-2	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:小水力発電システムの整備済数	定性評価
C(3点)	1-3	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:サステナブルプラント整備済数	E
D(2点)	1-4	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:情報通信網を活用した社会システム実証参加者数	A
E(1点)	1-5	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:車載蓄電池の非常用電源化済件数(公用車分)	定性評価
	2-1	モビリティの活用によるCO2の削減:CO2削減量	代替指標
	2-2	モビリティの活用によるCO2の削減:次世代自動車の導入済台数(PHV等)	D
	2-3	モビリティの活用によるCO2の削減:EV・PHV充電インフラ整備済数	A
	2-4	モビリティの活用によるCO2の削減:水素ステーション整備数	A
	2-5	モビリティの活用によるCO2の削減:情報通信網を活用した社会システム実証参加者数	A
	3	雇用の拡大:有効求人倍率	A
	4	地域経済の成長:企業誘致数(企業誘致推進条例適用分)	A
	5	市民満足度の向上:豊田市民意識調査	定性評価

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	2-1	モビリティの活用によるCO2の削減:CO2削減量⇒2-2で代替	D
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1-2	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:小水力発電システムの整備済数	B
B(4点)	1-5	再生可能エネルギーの地産地消率の向上:車載蓄電池の非常用電源化済件数(公用車分)	C
C(3点)	5	市民満足度の向上:豊田市民意識調査	C
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.2$

①... 4.2

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「スマートハウス」について、実証住宅の分譲計画に基づく目標設定を行っており、考え方、数字の根拠は明確。太陽光発電など関連技術について国や自治体独自のさまざまな補助制度も連携して取り組まれている。
- ・「CO2削減量(運輸部門(自動車))」について、次世代自動車の導入済台数を代替指標として使用しているが、次世代自動車の導入がCO2削減に直結するため、目標設定としては妥当と思われる。平成24年度の進捗率は低いが、これは目標にハイブリッド車が入っていることも影響していると考えられ、目標数値を変更せず、ハイブリッド車を除外するのは意欲的。
- ・「企業誘致数」は目標を上回って達成されているが、環境ビジネスについての対策が不明。どのような業態の企業を誘致するのかを明確にすべき。
- ・市民意識まで見える化し、目標に入れる積極性は評価されるが、隔年の調査を補完する管理評価を期待したい。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... 0.1

i) の評価 ①+② 4.3

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	再生可能エネルギーの地産地消率の向上	B
B(4点)	2	モビリティの活用によるCO2の削減	B
C(3点)	3	雇用の拡大:有効求人倍率	C
D(2点)	4	市域経済の成長:企業誘致数(企業誘致推進条例適用分)	B
E(1点)	5	市民満足度の向上:豊田市民意識調査	C

(専門家所見(主なもの))

- ・「スマートハウスの導入数」について、適正に評価されて具体的な展開が検討されている。
- ・「サステナブルプラントの整備」については、制度のPRだけでなく、根本的な対応が必要ではないか。
- ・「車載蓄電池の非常用電源化」について、検討、準備を着実に進めつつあるが、平成24年度のデモ走行を非常用電源化につなげる仕組みについての説明が必要。
- ・有効求人倍率を高めたり、企業誘致数を増加させるためには、ビジネス研究会によるマッチング、展示会、ビジネスフェア以外の方策が必要。
- ・「市民満足度の向上」について、隔年の調査以外の活動、エネルギーモビリティ事業と連携する市民とのコミュニケーション機会を期待したい。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値 (5×0+4×3+3×2+2×0+1×0)÷5=3.6 3.6

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値 $(4.1+4.3)/2=4.2$

B

i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作

(概要)

- ・HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作のうち、エアコンのオン・オフについては、電気用品安全法の解釈が想定する「遠隔操作機構」にあらず、現行法令等で対応可能であり、車両の充放電の遠隔操作についても、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令で対応可能であることが明らかになった。

(専門家所見(主なもの))

- ・HEMSのスマートフォン遠隔操作等についての電気用品安全法での対応が可能であるとの協議を受けて事業を推進している。有効に活用されている。

4.3

i)-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・財政支援について有効に活用されている。
- ・金融支援については、利子補給金制度の周知が課題。

3.8

i)-① + i)-② の平均値(注)

$(4.3+3.8)/2=4.1$

4.1

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・エコファミリー支援補助、企業誘致支援事業については独自事業を行っており、水素スタンドについて新たな基準を活用している。
- ・今後も取組の拡充が求められる。

4.3

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成24年度は委員による現地調査は行われていない。

IV 総合評価(I~III)

$(4.0+4.2)/2+0.25=4.4$

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・次世代エネルギー技術を核に、社会システム実証を含めた再生可能エネルギーとモビリティ事業の総合的な事業展開を図っている。
- ・多様な取組がなされている。

このため、I及びIIの平均値(4.10)に上記所見を加味(+0.25)し、総合評価結果をB(4.4)とする。

B

(注) i)-①、i)-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。